埋蔵文化財包蔵地等 確認依頼 兼回答書

		令和 年	月 日
依 頼 場 所	沖縄市	敷地面積	m²
依頼者	住 所:		_
	会社名:		
	担当者:		
	TEL :		-
	FAX :		-
依頼の目的	 □ 物件調査:民事執行法第58条に基づく物件調査 □ 売買計画 □ 建築計画 工事の目的:住宅 ・ 工場 ・ 事務所 ・ 店舗 ・ 工事の概要:()造 ()階建物 開発予定年月日:令和 年 月 日 ・ 未定 □ その他()

※郷土博物館使用欄

回答内容		回答番号		
□ 該当あり	周知の埋蔵文化財(名称:)が存在します。		
	開発工事等の着手60日前までに文化財保護法に基づき、届出を行う必要があります。			
	工事の内容によって、事前の発掘調査を要する場合があります。			
	調査経費については、事業者の規模により協議が必要となります。 詳細については、博物館までご連絡ください。			
□ 可能性あり	近接して周知の埋蔵文化財(名称:)が存在します。		
	工事の内容によって、事前の試掘調査等を要する場合があります。			
	なお、試掘調査等により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、			
	文化財保護法に基づき、届出を提出するとと	財保護法に基づき、届出を提出するとともに、その取扱いについて博物館と が必要となります。		
	協議が必要となります。			
	詳細については、博物館までご連絡ください。			
□ 該当なし	現在までのところ、周知の埋蔵文化財等は確	認されておりません。		
	ただし開発工事中に土器等が出土し埋蔵文化財が存在すると認められた場合には			
文化財保護法に基づき、現状を変更することなく直ち		なく直ちに博物館までご連絡ください。		

※ 詳細について問い合わせの場合は、回答番号をお知らせ下さい。

担当:沖縄市立郷土博物館 文化財係

住所:沖縄市上地2-19-6 3階 TEL:098-932-6882 FAX:098-933-6218

E-mail:kyodhk@city.okinawa.lg.jp

[※] 太枠内の必要事項を記入して、依頼場所のわかる地図(住宅地図など)を添付して照会して下さい。 また、回答はFAXにて行いますので、FAX番号の記入漏れがないようにお願いします。